

令和元年度第4回日進市わたしのまちのしあわせづくり委員会

次 第

1 あいさつ

2 議事

(1) パブリックコメントの結果について

(2) にっしん幸せまちづくりプランの見直し案について

3 その他

令和元年度 わたしのまちのしあわせづくり委員会委員

		所属	氏名
1	学識経験を有する者	椙山女学園大学人間関係学部	谷口 功
2	区長経験者	南ヶ丘区長経験者	長谷川 純
3	民生委員・児童委員代表者	日進市民生・児童委員協議会	伴 律子
4	市民活動団体関係者	日進市老人クラブ連合会	土井 芳己
		日進市ボランティア連絡協議会	大野 忠夫
5	教育機関関係者	西小学校長	松原 健
		愛知淑徳大学 コミュニティ・コラボレーションセンター	秋田 有加里
6	社会福祉関係事業者	あかいけ寿老会 赤池学区家庭教育推進委員会	山田 幹雄
		きまもり会	興柁 精視
		日東保育園	成田 ゆき江
7	公募の市民	公募市民	幸村 朋子
8	その他市長が必要と認める者	日進市わたしのまちのサポーター会議	井口 紘一
		日進市わたしのまちのサポーター会議	数井 美津子

資料 1

パブリックコメント実施結果

■意見募集期間 令和2年1月20日から令和2年2月19日まで

■意見提出者 5人

■提出意見数 28件

No	意見書番号	提出された意見	市の考え
1	1	<p>○基本理念に関して</p> <p>そもそも論になるが、この地域福祉計画の基本的な理念としている「補完性の原理」については、理解の仕方が少しズレているのではないかな？</p> <p>補完性の原理は、最も地域に近接した行政が自立的、主体的に施策を講じ、そこで対応できないものについては、より大きな単位の行政、更に大きな行政、最終的には国、あるいはEUのような広域共同体で補完していくというのが、本来的な読み方であり、一次的に自立性をもって対応する行政単位には最大限の尊重とともに相当の権力、資金が付与されることが大切な要件となっているはずである。</p> <p>しかし、この計画では諸問題に対応する優先順位を決めるという側面に囚われているように思えて仕方がない。まず自己責任、次に家族、更には地域、市町はそこまでどうしても解決できないものについておっとり刃で対応する、補完していくという考え方に囚われ過ぎではないかな？</p> <p>このような読み方は日本の経営者団体が、小さな政府→民営化を促進するために、ある種意図的に曲解を行ったものであり、行政の福祉に対する取り組み姿勢をどんどん後退させる考え方のベースになっているものでもある。</p> <p>このような理屈が、8050問題、老々介護といった課題を生み、また解決できないまま手をこまねいている現況を招いたのではないかな？</p> <p>同じく施策のベースになる部分であるが、市は「受益者負担」とか「民業圧迫」といったことを、よく口にするように感じる。果たして福祉の分野に「受益者負担」という考え方が入り込む余地はあるのか？「民業圧迫」も民間と公の立ち位置はおのずと異なり、目的も当然違ってくる。民業の存在を意識するあまり公の取り組みに腰が引けていては、積極的な取り組み姿勢も取りようがない。</p> <p>もっと公としての役割、求められているものを強く意識することが、まず出発点となるのではないかな？</p>	<p>本計画では、「できることから始めます！思いやり・助け合い・にっしん幸せまちづくり」を基本理念としており、また、39ページの「基本理念に込められた想い3」にありますように、地域社会と行政が力を合わせ、地域福祉に関わる多様なサービスを地域生活者の視点で組み立てるなど、市民と行政が協働してまちづくりを進めることを目指すこととしております。</p>
2	1	<p>○「全国の地域福祉における現状と課題」に関し</p> <p>ここでは厚労省資料を基に現状と課題を列挙しているが、「格差・貧困」という現状の認識と課題としての把握がないが、いかがなものかな？</p> <p>全国民の7人に一人が貧困、高齢者、若者の貧困率はさらに高くなり、ひとり親家庭の子どもに至っては二人に一人が貧困という現実に向っ向から向き合わなければ、内実の伴った施策にはなり得ないのではないかな？</p> <p>遺児手当の改訂、国保税の相次ぐ引き上げ…。福祉に対し、全く覚悟の見られない市政には不安のみを感じるだけである。</p>	<p>貧困等につきましても、全国の地域福祉における現状と課題であると認識しており、本市においても生活困窮者自立支援法に基づく施策に取り組んでおります。ご意見としてお伺いさせていただきます。</p>
3	1	<p>○地域=コミュニティの構築に関し</p> <p>市政執行にあたり、地域=コミュニティの存在は大きいものであるが、日進市のように移住住民が多いところでは、ほぼゼロの段階から構築に取り組まなければならない。</p> <p>この計画では、それこそ生活の奥深くまで支えあうコミュニティの構築を目指しているが、かつての日本の各地に存在したそのようなコミュニティはそれこそ何代にもわたる歴史の熟成を経て築かれたもので、ゼロから再構築するとなると膨大な人・モノ・金つまりコストがかかる。</p> <p>まずそのことを十分に理解し、相応の覚悟が必要なことを十分認識したうえで、相応の覚悟をもって地域福祉を担うコミュニティ構築にあたるよう強く願う。</p>	<p>市内においても様々な地域特性がある中で、地域の方々の理解と協力を得ながら、実施していきたいと考えております。今後の施策を進めていくにあたってのご意見としてお伺いさせていただきます。</p>

No	意見書番号	提出された意見	市の考え
4	2	P56・P68コラム「協議体」と「地域たすけあい会議」について、違いがはっきりわかるように書く必要がある。「協議体」は情報交換の場、「地域たすけあい会議」は自治組織。協議体と地域たすけあい会議は別のものであることがわかるように。「地域たすけあい会議」の目的、役割、内容、構成員(例)について、具体的に書く必要がある。	協議体と地域たすけあい会議の目的、役割等につきましては、56ページ及び68ページのコラムにて説明させていただいております。
5	2	P68「地域たすけあい会議」とは何か図示が必要。	地域たすけあい会議につきましては、68ページのコラムにて説明させていただいております。また、今後の推進体制における地域たすけあい会議のイメージとしては、118ページのとおりです。
6	2	P68行政が「地域たすけあい会議」の設置を支援するとあるが、だれがどのように支援するのか。具合的に書く必要がある。	支援については様々な方法があると考えているため、具体的な手法については、市と社会福祉協議会と協働して設置を進める中で検討して取り組んでいきます。
7	2	P68社協が「地域たすけあい会議」の設置に取り組むとあるが、5年後までに市内を3つに分けたエリアごとの自治組織をつくるには、行政のリーダーシップが不可欠。行政が工程表をつくり、計画的に進めていかなければ、「地域たすけあい会議」の設置は難しい。工程表を計画に載せ進捗管理をするべき。	地域たすけあい会議の設置については、市と社会福祉協議会が協働して取り組んでいきます。計画の進捗管理については、「日進市わたしのまちのしあわせづくり委員会」において行います。
8	2	P68現在生活支援コーディネーターとCSWが兼任されている。計画前期にたすけあい会議の設置ができなかった理由にマンパワー不足があるならば、後期は専任で行なえるよう、行政の役割として支援が必要ではないか。	行政の役割に、「CSWの配置を支援する。」の表記を加えます。
9	2	P68生活支援コーディネーターとCSWの位置づけと役割の違いを明記する。	生活支援コーディネーターについては50ページ、CSWについては46ページと65ページで説明させていただいております。
10	2	P36・P118・P119(体制図)地域包括ケアシステムが高齢者分野を中心に進められている中、第1層・第2層協議体や生活支援体制整備事業の取り組みがすすんでおり、たすけあい会議との関係性がわかりづらい。P118とP119の生活支援体制整備事業の体制図をその関係性がわかるように図示できないか。	地域たすけあい会議は、119ページにあります中福祉圏域で設置に取り組むこととしております。設置にあたっては、第2層協議体との協力連携が必要と考えておりますが、両者の関係性については、設置を進める中で整理していきたいと考えています。
11	2	P17<災害時要援護者>平成25年6月の災害対策基本法の改正により、「要援護者」ではなく「要配慮者」が使われるようになっている。	災害対策基本法上は、要配慮者または避難行動要支援者という名称で用いられていますが、同様の内容を日進市災害時要援護者地域支援制度実施要綱において定義しておりますので、日進市では災害時要援護者という名称を用いています。
12	3	第1章2の(5)地域範囲の設定。今回の中間見直しで、地域範囲としての第2層が小学校区単位から3圏域に変更されているが、なぜ変更したかの理由が示されていません。元の計画には小学校区単位で第2層を設定する理由として、家庭教育推進委員会やPTAなど校区内連携組織があることで若い世代を呼びこめるなどのメリットが記載されていますが、それを今回どういう理由から変更するのかを示す必要があると思います。前期の取り組みを踏まえた上で改正するという形がのぞましいと思われまます。	地域範囲の設定については、第2章3の各項目にありますように、前期の成果と課題を踏まえて見直しを行っております。
13	3	第1章2の(6)市の他計画との関連と位置づけ。元の計画の図には、関連計画がすべて入っていましたが、見直し案の図にはすべての計画が網羅されていません。文中には「男女平等推進計画」「環境基本計画」も入っていますので、連携の部分に組み入れてほしいです。	本計画は他の計画と連携して推進が図れるよう策定しています。9ページの図では一部の計画が記載されていますが、10ページから12ページまでに掲載しているすべての計画と連携を図るものと考えております。
14	3	第2章3の(1)福祉コミュニティ意識調査。資料には2500世帯対象とありますが回収率、回収した世代など調査概要の記載が必要だと思います。また原計画では小学校区ごとの地域課題がよくわかるようになっていますが、今回の調査が前期の成果がわかる項目設定になっているのかよくわかりませんでした。3圏域で地域福祉を進めていくのであれば、調査も圏域ごとの分析をしなければ次につながらないと考えます。	福祉コミュニティ意識調査については、市ホームページ上で調査概要、調査結果を公表しております(http://www.city.nishin.lg.jp/department/kenko/fukushi/3/2/7/9063.html)。なお、有効発送数2,474票、有効回収数990票、回収率40.0%となっています。調査項目の設定は、前回調査との経年変化を確認するため、大きな変更を行っていません。調査結果の集計は市全域、包括支援センターの3圏域、中学校区、小学校区、地区別でそれぞれ行い、分析しております。
15	3	第2章3の(3)原計画にあった「地域福祉活動概念図」が削除され、「地域共生社会の概念図」に差し替えられています。とてもわかりにくい。本市の地域福祉活動がひと目でわかるような図にしたいです。	「地域福祉活動概念図」は、第1次計画における(仮称)ふれあい構想の概念図を参考として掲載していたものです。36ページについては、今後の地域福祉を進めていく上で重要となる「地域包括ケアシステム」及び「地域共生社会」の概念図を掲載しております。地域福祉の推進体制については118ページに掲載しています。

No	意見書番号	提出された意見	市の考え
16	3	第3章 目標3 ここで、これまでの小学校区単位での「地域たすけあい会議」設置の目標を3圏域での設置をめざすことが示されていますが、現在第2層協議体の運営を担っている「生活支援コーディネーター」の役割、また3圏域で活動している福祉法人の関わりがどうなのか明確ではありません。また(1)のテーマには「若い世代もつなぎ」とありますが、3圏域での会議設置に変更した場合、だれがどのようにして若い世代をまきこむのか、目標の実現に向けての取り組みが見えないです。この点についても含め、全体的に「地域たすけあい会議」の設置の変更について議論が煮詰まっていないことが読み取れます。協議体→地域たすけあい会議に移行していくのか、行政はどこまで関わっていくのかなど、しっかり詰めてから計画に盛り込まないと、結局はこれまでの二の舞になるのではと危惧します。	地域たすけあい会議の設置にあたっては、第2層協議体との協力連携が必要と考えておりますが、両者の関係性については、設置を進める中で整理していきたいと考えています。地域たすけあい会議への若い世代の参加については、設置を進めていく中で検討していきたいと考えています。
17	3	第4章「地域福祉活動計画」P65 原計画の取り組みから「住民座談会」が抜けていますがなぜでしょうか。地域課題を共有する場として重要だと考えます。	地域課題を共有する場としては、地域住民や福祉まちづくり協議会からの要望に応じ、地域助け合い相談員による相談会を開催し、地域課題の共有等を図ってまいりたいと考えています。
18	3	同じく第4章P68 広がる連携 取り組みの中には「地域たすけあい会議」と「第2層協議体」の名称が入っていますが、コラムの説明は「協議体」についてのみで、原計画にあった「地域たすけあい会議」のコラムが削除されているため、この2つのものの関係性や内容がよくわかりません。情報共有の場である協議体はあるものの「地域たすけあい会議」はひとつも設置がない現状を今後どうしていくのか、この部分に書き込む必要があります。地域福祉課はじめ、行政が各圏域担当職員をつけて本気でサポートしなければ、これまでと状況は変わらないと考えます。具体的に踏み込んだ表現がほしいです。	協議体と地域たすけあい会議の目的、役割等につきましては、56ページ及び68ページのコラムにて説明させていただいております。今後の取り組みにつきましては、ご意見としてお伺いさせていただきます。
19	3	P78 多職種連携 地域福祉を進める上で、とても重要な取り組みだと考えます。しかし、現状は福祉法人、NPOがコミュニティと結びついた連携体制はできていません。福祉法人の持つ情報、スキルが活かされていないと感じます。事業者連絡会の役割のコラムの最後の行は、「協働体制の構築をめざします」ではなく「協働体制の構築をします」という強い決意を入れていただきたいです。	福祉法人やNPOがコミュニティと結びついた連携体制については、地域たすけあい会議の設置の中で取り組んでまいりたいと考えています。協働体制の構築については、事業者間の連携促進を進める中で構築していくものと考えているため、変更は行わないこととさせていただきます。
20	3	P79 人材データベース 「まちかどネットワーク」について、窓口は市民会館です。コラムを読むと社協がマッチングをしているように読み取れますが、実際に合わせた記述にすべきではないでしょうか。「おたっしやボランティア」の活用について何も記述がないのもいかがかと思います。	P81《コラム》は人材データベースの活用方法について記述しているものです。団体からの依頼で行っていたボランティア活動のマッチングを、個人の依頼にも対応できるように、との例示です。おたっしやボランティアはボランティア活動を促進する一例であり、人材データベースの活用とは異なるため記載していません。
21	3	P85 地域課題の共有 ここも「住民座談会」が消えています。今後は各地域での実施はしないという共通方針なのでしょう。	地域課題を共有する場としては、地域住民や福祉まちづくり協議会からの要望に応じ、地域助け合い相談員による相談会を開催し、地域課題の共有等を図ってまいりたいと考えています。
22	3	P88 協議の場つくり 内容から考えると、コラムのタイトルは「協議会の開設について」では？	本コラムは、「【重点事業5】「つどいの場」の開設支援」に関して86ページから順に掲載しているものですので、そのままさせていただきます。
23	3	評価指標と目標値 各種ボランティア養成講座受講者人数の5年後の目標値が低いのはなぜでしょうか。今よりは高い値で設定しなければならないと思います。	ご意見を受け、目標値を「70人/年」に修正します。
24	4	若い若きも家の外で働く社会になり、その結果、地域での生活にない手不足は色々な課題を惹起しています。地域たすけあいに協力する人材が少ない、若者は余裕がないなど理由はいろいろあると思いますが日進で生活していく以上、そこに住むものとしての責任や義務があります。そこで対策として、元気な高齢者、中学生以上の若い人の力を借りる「月1のチョコットボラ（誰もがなう1ヶ月2～3時間の無償ボランティア活動）を義務化させるのはどうかと考えます。市民のできる地域の手助けになう人材を日常的に育成したり、NPO設立の支援をし、地元での雇用を可能にしたり、特に福祉、環境を中心としたものを現在から未来（将来的にも何らかの形で市民になう役割が必要である）へつなぐことにより、今後の生活環境が整備されるのではないのでしょうか。行政主導のもと各地で養成講座を行うことや、それにつながるコンテスト、評価に対するごほうびなど市民の活動を育て推進する事業を行うのです。すでに市の第6次総合計画などの論議で問題点は明らかになっていることでしょう。これまでのように市だけが対策するのではなく、市民も参加する活動（行動委員会のような）ヘンフトを変えてはかがでしよう。	65歳以上の高齢者の方が、福祉施設等でボランティア活動を行った際にボランティアポイントを交付する「おたっしやボランティア制度」や、各種ボランティアの養成講座を実施しております。いただいたパブリックコメントについては今後の事業実施の参考とさせていただきます。

No	意見書番号	提出された意見	市の考え
25	5	<p>住民の意識調査では83%強の人が（p26）、コミュニティを小学校単位として捉えています。三圏域に変更したことは残念ですが、これなら出来るとした見直し案は、今後の行政責任（というよりも）担当職員一人ひとりの熱意とやる気と、責任感にかかっていることとなります。担当職員はどなたか任せにせず、現場の切実さを実感しながら計画を進めてください。そうすることで血の通ったプランとなり、共感者や協力が自然と増えてくると思います。</p> <p>地域には、日常生活に何らかの問題を抱えている人が6割もいます（p26）。現実には認知症の独居者など、日々厳しい状況で生活している人も多く、早急に計画が進むことを願っています。</p>	<p>今回実施した福祉コミュニティ意識調査では、小学校区の範囲を自分の地域の範囲とイメージしている人の割合は、26ページにありますように市全体で16.4%となっております。</p> <p>計画の推進については、地域の方々の理解と協力を得ながら、実施していきたいと考えており、ご意見としてお伺いさせていただきます。</p>
26	5	<p>計画の進捗管理は、行政（市長、福祉課）にあり、毎年チェックして課題を把握し、助言指導する責任が明記されています。（p120）</p> <p>しかし、既に半分の期間が過ぎてしまいました。今後はもっと短い期間で進捗状況をチェックして下さい。計画をつくった責任感まで、社会福祉協議会に委託は出来ません。</p>	<p>計画の見直しについては、策定時より中間年に地域福祉活動計画を見直すこととなっております。</p> <p>また、計画の進捗については、日進市わたしのまちのしあわせづくり委員会において、確認を行ってまいります。</p>
27	5	<p>地域たすけあい会議の設置は、マンパワー不足だったと反省されています。（p29）</p> <p>今後はCSWを、生活支援コーディネーターと兼務にせず、十分な人材を確保して、専念できる体制をつくって下さい。そうしなければ同じことの繰り返しになります。</p> <p>生活支援コーディネーターを設置するとき、厚労省は地域のボランティア活動者をお勧めでした。地域課題の共有と共感、そして協働の精神が地域の人たちと仲間になりやすいからだと思います。</p> <p>CSWは、地域活動の先頭に立つ人になります。地域の人たちに一層共感される人を選び、地域住民の共感を得て、住民参加の地域福祉が進むようにして下さい。</p>	<p>適切な人材を配置し、地域の方々の理解と協力を得ながら、実施していきたいと考えております。</p> <p>厚生労働省が通知している介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインでは、生活支援コーディネーターについて「地域における助け合いや生活支援等サービスの提供実績のある者、または中間支援を行う団体等であって、地域でコーディネート機能を適切に担うことができる者。特定の資格要件は定めませんが、市民活動への理解があり、多様な理念をもつ地域のサービス提供主体と連絡調整できる立場の者であって、国や都道府県が実施する研修を修了した者が望ましい。コーディネーターが属する組織の活動の枠組みを超えた視点、地域の公益的活動の視点、公平中立な視点を有することが適当。」とあり、ボランティア活動者に限定されていませんが、ご意見としてお伺いさせていただきます。</p>
28	5	<p>計画推進できなかった課題に、関係部署との連携不十分があったと思われます。</p> <p>この計画は生活を包括したもので（p120）、生活全般の福祉の上位計画とも言えるのではないかと思います。これから共生の地域づくりが進められていくなかで、基盤活動ともなる住民参加は進まなければなりません。庁舎内や関係部署との連携を深め、自信をもって計画を進めるためにも、多くの住民に支持される体制が必要です。</p>	<p>計画を進めるにあたっては、関係部署と連携し、地域の方々や専門職、NPO団体等の理解と協力を得ながら、実施していきたいと考えております。</p>

ページ		修正前	修正後
11	修正	(⑤日進市子ども・子育て支援事業計画) (第1期:…)(第2期:…)	(第一期:…)(第二期:…)
11	修正	(⑤日進市子ども・子育て支援事業計画) …次世代育成支援対策推進法を根拠とし…	…子ども・子育て支援法を根拠とし…
24	修正	(子育て世代・中部の欄) ■総合子育て支援C	■子育て総合支援C
33	修正	(生活困窮者等に関する研修会開催回数) 現状値:3回/年	現状値:5回/年
33	修正	(こども110番登録戸数) 現状値:500戸	現状値:497戸
34 123	修正	(民生委員児童委員による赤ちゃん訪問の割合) 現状値:99%	現状値:98.1%
123	修正	(福祉事業者交流会開催回数) 現状値:0回/年 目標値:2回/年	現状値:5回/年 目標値:5回/年
34	修正	(福祉有償運送実施事業者数) 現状値:3事業者	現状値:2事業者
68	修正	(社協取組欄) …CSWとして、第2層コーディネーターの活動を支援する。	…CSWとして、第2層コーディネーターと協力連携・活動支援する。
68	追加	(行政取組欄)	○CSWの配置を支援する。
110	修正	(大切な人を亡くした人の支援を行っている機関等の紹介) …など自死で亡くされた方の総合相談窓口…	…など大切な人を自死で亡くされた人の総合相談窓口…
123 124	修正	(各種ボランティア養成講座受講者人数) 目標値:60人/年	(各種ボランティア養成講座受講者人数) 目標値:70人/年
目次 126 127	削除	「計画策定委員会等設置要綱」を削除 ※計画見直しについては、日進市附属機関の設置に関する条例に規定する「日進市わたしのまちのしあわせづくり委員会」で協議しているため。	